局訊体受自任事未	計画書 新旧対照表
新	旧
第12次鳥獣保護管理事業計画書	第11次鳥獣保護管理事業計画書
平成 2 <u>9</u> 年 4 月 1 日から	平成 2 <u>4</u> 年 4 月 1 日から
5 年間	5 年間
平成 <u>34</u> 年 3 月 31 日まで	平成 <u>29</u> 年 3 月 31 日まで
	<u>(平成 27 年 5 月 29 日変更)</u>
香川県	香 川 県

新	旧
目 次	目 次
第一 計画の期間(略)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第一 計画の期間(略)
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項(略) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項(略)
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項(略)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項(略)
1 鳥獣の人工増殖	1 鳥獣の人工増殖・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
(削除→)	<u>(1)</u> <u>方針</u> ······ 13
(削除→)	<u>(2)</u> <u>人工増殖計画</u> ······ 13
2 放鳥獣	2 放鳥獣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(削除→)	<u>(1)</u> <u>方針</u> ······ 14
(削除→)	<u>(2)</u> <u>放鳥計画及び種鳥の入手計画</u> ・・・・・・・・・・・・・14
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項・・・・・・・・・・15
1 (略)	1 (略)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定・・・・・・・・・ 17
(1) (略) ·····	(1) (略) … 17
(削除→)	<u>(2)</u> 許可する場合の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・18
<u>(2)</u> 許可に当たっての条件の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) わなの使用に当たっての許可基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(3) わなの使用に当たっての許可基準・・・・・・・・・・・20
(第四 2(2) へ移動→)	<u>(4)</u> 許可に当たっての条件の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(第四 3-2 へ移動→)	<u>(5)</u> 許可権限の市町長への委譲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(第四 3-1(3) へ移動→)	<u>(6)</u> <u>捕獲実施に当たっての留意事項</u> ・・・・・・・・・・・・21
(第四 3-1(1)~移動)	<u>(7)</u> 捕獲物又は採取物の処理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(削除→)	(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・21
(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方·····	(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方·····22
(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域における捕獲許可の考え方・・・・・・・・	(←新規)
<u>2-1</u> 学術研究を目的とする場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>3</u> 学術研究を目的とする場合・・・・・・・・・・ 22
(1)·(2)(略)	(1)・(2) (略)

新	П
<u>2-2</u> 鳥獣の保護を目的とする場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 鳥獣の保護を目的とする場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
$(1) \sim (3)$ (略)	$(1) \sim (3)$ (略)
<u>2-3</u> 鳥獣の管理を目的とする場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>5</u> 鳥獣の管理を目的とする場合・・・・・・・・・・・・26
(第四 2-3(2)へ移動→)	(←第四 2-3(1)から移動)
(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合・26
① 許可対象者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
② 鳥獣の種類・数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	② 鳥獣による被害発生予察表の作成・・・・・・・・・・ 26
③ 期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	③ 鳥獣の適正管理の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
④ 区域	④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定····· 28
⑤ 方法	⑤ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等・・・・・・・・・・・34
(第四 2-3(1)へ移動→)	(←第四 2-3(2)から移動)
(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合・・・・	(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合·····35
① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	① 許可対象者・・・・・・・ 35
② 鳥獣による被害発生予察表の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	② 鳥獣の種類・数・・・・・・・・・・・35
③ 鳥獣の適正管理の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	③ 期間
④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	④ 区域
⑤ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	⑤ 方法
<u>2-4</u> その他特別の事由の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>6</u> その他特別の事由の場合・・・・・・・・・・・・36
(1)~(4)(略)	(1) \sim (4) (股份)
(5) 前各号に掲げるもののほか公益 <u>上の必要がある</u> と認められる目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(5) 前各号に掲げるもののほか <u>鳥獣の保護又は管理その他</u> 公益 <u>に資する</u> と認められる目的
<u>3-1</u> 捕獲許可した者への指導	
(1) 捕獲物又は採取物の処理等	(←第四 2(7)から移動)
(2) 従事者の指揮監督	(←第四 5(1)④2)ア(イ)中から移動)
(3) 危険の予防	(←第四 2(6)から移動)
3-2 許可権限の市町長への委譲	(←第四2(5)から移動)
3-3 鳥類の飼養登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>7</u> 鳥類の飼養登録······ 38

新	旧
(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)
<u>3-4</u> 販売禁止鳥獣等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 販売禁止鳥獣等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
(1)・(2) (略)	(1) • (2) (略)
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項(略)	第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項(略) … 40
第六 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項(略)	第六 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項 (略) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第七 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項(略)	第七 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項 (略) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項 … 48
1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 基本方針 · · · · · · · 48
2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 鳥獣保護対策調査 … 48
(1) • (2)略	(1) • (2) 略
(削除→)	<u>(3)</u> <u>希少鳥獣等保護調査</u> ······ 48
<u>(3)</u> ガン・カモ類一斉調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(4) ガン・カモ類一斉調査・・・・・・・・・・・・49
(4) 狩猟鳥獣生息調査	(←第八 4(2)から移動)
(5) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査	(←新規)
3 <u>法に基づく諸制度の運用状況調査</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・50	
(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	<u>3</u> 鳥獣保護区等の指定・管理等調査 · · · · · · · 50
	<u>4</u> <u>狩猟対策調査</u> · · · · · · · · 51
(削除→)	(<u>1</u>) <u>方針</u> · · · · · · · · 51
(第八 2(4) へ移動→)	<u>(2)</u> <u>狩猟鳥獣生息調査</u> · · · · · · · 51
(削除→)	<u>(3)</u> <u>放鳥効果測定調査</u> · · · · · · 51
(削除→)	(4) <u>狩猟実態調査</u> · · · · · · · · 52
	<u>5</u> <u>鳥獣管理対策調査</u> · · · · · · · · 52
(削除→)	(1) <u>方針</u> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(削除→)	<u>(2)</u> <u>調査の概要</u> · · · · · · · 52
(2) 捕獲等情報収集調査	(←新規)
(3) 制度運用の概況情報	(←新規)

新	旧
<u>4</u> 新たな技術の支援等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(1) 捕獲技術や捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(←新規)
(2) 被害防除対策に係る技術支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(←新規)
第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 ・・・・・・・・・・・ 53
1・2(略)	1・2(略)
 保護及び管理の担い手の育成及び配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 保護及び管理の担い手の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) • (2) (昭各)	(1) • (2) (昭)
(3) 狩猟者の <u>数の確保</u> 対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(3) 狩猟者の <mark>減少防止</mark> 対策・・・・・・・56
4~6(略)	4~6(既)
第十 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第十 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
1~3(略)	1~3(略)
4 傷病鳥獣救護の基本的な対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 傷病鳥獣救護の基本的な対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) \sim (4) (略)	(1)~(4)(略)
(5) <u>放野</u> ······	(5) <u>野生復帰</u> ····· 61
5~6(略)	5~6(略)
7 普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
(1) \sim (4) (昭)	(1)~(4)(略)
<u>(5)</u> <u>猟犬の管理</u>	(←新規)

第一 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

- 1 鳥獣保護区の指定
 - (1) 方針
 - ① 指定に関する中長期的な方針

(略)

このような観点から、本県においては第 1<u>1</u>次鳥獣保護事業計画終了時点で 26 箇所、9,329ha の鳥獣保護区を指定しており、その面積は県土面積中約 5.0%を占め、高度な土地利用が行われ、野生鳥獣の生息地が狭小である本県において、野生鳥獣の生息環境を保全する上で重要な役割を果たしている。

しかし、一方で、鳥獣による農業被害や、<u>イノシシ等の</u>市街地への出没<u>が</u>増加<u>し、</u>人<u>的</u>被害が発生するなどの生活環境被害が大きな社会問題となっており、指定する鳥獣保護区の区域内やその周辺区域での被害増大の懸念から、その指定は従来にもまして困難になってきているのが現状である。

こうした状況の中、関係者の合意形成に努めるとともに、農林水産業等の人間の活動と 鳥獣との適切な関係の構築を図りながら、本計画期間中に存続期間が満了する<u>真名屋敷</u>鳥 獣保護区等 12 箇所、3,160ha について存続期間を更新することとする。

(略)

- ② 指定区分ごとの方針
- 1) 森林鳥獣生息地の保護区

(略)

第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

(なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第46 号)の施行の日において変更し、第11 次鳥獣保護管理事業計画とする。)

IΗ

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

- 1 鳥獣保護区の指定
 - (1) 方針
 - ① 指定に関する中長期的な方針

(略)

このような観点から、本県においては第 1<u>0</u> 次鳥獣保護事業計画終了時点で 26 箇所、9,329ha の鳥獣保護区を指定しており、その面積は県土面積中約 5.0%を占め、高度な土地利用が行われ、野生鳥獣の生息地が狭小である本県において、野生鳥獣の生息環境を保全する上で重要な役割を果たしている。

しかし、一方で、<u>イノシシなどの特定の</u>鳥獣による農業被害や、市街地への出没<u>の</u>増加 により人身被害が発生するなどの生活環境被害が大きな社会問題となっており、指定する 鳥獣保護区の区域内やその周辺区域での被害増大の懸念から、その指定は従来にもまして 困難になってきているのが現状である。

こうした状況の中、関係者の合意形成に努めるとともに、農林水産業等の人間の活動と 鳥獣との適切な関係の構築を図りながら、本計画期間中に存続期間が満了する<u>銚子渓</u>鳥獣 保護区等 14 箇所、6,169ha について存続期間を更新することとする。

(略)

- ② 指定区分ごとの方針
- 1) 森林鳥獣生息地の保護区

(略)

本計画期間中に存続期間が満了する<u>真名屋敷</u>鳥獣保護区など <u>8</u>箇所、<u>2,466</u>ha について存続期間を更新する。

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめ、その地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資する。現在、県内にその指定はなく、本計画における指定予定もないが、必要に応じて検討を行う。

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について指定する。

本計画期間中に存続期間が満了する<u>田村池</u>鳥獣保護区 <u>1</u>箇所、<u>24</u>ha について存続期間を更新する。

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類等の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林等における集団繁殖地のうち必要な地域について指定する。現在、県内にその指定はなく、本計画における指定予定もないが、必要に応じて検討を行う。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧 I A・ I B 類又は II 類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、県が作成したレッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定する。現在、県内にその指定はなく、本計画における指定予定もないが、必要に応じて検

IH

本計画期間中に存続期間が満了する<u>銚子渓</u>鳥獣保護区など <u>6</u> 箇所、<u>3,949</u>ha について存続期間を更新する。

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめ、その地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資する<u>ものとする</u>。現在、県内にその指定はなく、本計画における指定予定もないが、必要に応じて検討を行う<u>ものとする</u>。

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について指定するものとする。

本計画期間中に存続期間が満了する<u>三豊海岸</u>鳥獣保護区など<u>2</u>箇所、<u>1,394</u>ha について存続期間を更新する。

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類等の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林等における集団繁殖 地のうち必要な地域について指定する<u>ものとする</u>。現在、県内にその指定はなく、本 計画における指定予定もないが、必要に応じて検討を行うものとする。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧 I A・I B 類又はII 類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、県が作成したレッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定するものとする。現在、県内にその指定はなく、本計画における指定予定もないが、必

ĺΗ

討を行う。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯、河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について指定する。現在、県内にその指定はなく、本計画における指定予定もないが、必要に応じて検討を行う。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため、必要と認められる地域について指定する。

本計画期間中に存続期間が満了する<u>山大寺池・太古の森</u>鳥獣保護区など<u>3</u>箇所、<u>670</u>ha について存続期間を更新する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)(第2表)は別掲

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

特別保護地区は、第 1<u>1</u>次鳥獣保護事業計画終了時点で、森林鳥獣生息地の保護区において 4 箇所、537ha を指定しており、高度な土地利用が行われ野生鳥獣の生息地が狭小である本県において、野生鳥獣の生息環境を保全する上で特に重要な役割を果たしている。しかし、立木竹伐採等の行為の制限を伴うため、その指定に対する関係者の理解が一段

要に応じて検討を行うものとする。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯、河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について指定する<u>ものとする</u>。現在、県内にその指定はなく、本計画における指定予定もないが、必要に応じて検討を行う<u>ものとする</u>。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな 生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは 鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため、必要と認められる地域 について指定するものとする。

本計画期間中に存続期間が満了する<u>青の山</u>鳥獣保護区など<u>6</u>箇所、<u>826</u>ha について存続期間を更新する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)(第3表)は別掲

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

特別保護地区は、第 1<u>0</u>次鳥獣保護事業計画終了時点で、森林鳥獣生息地の保護区において 4 箇所、537ha を指定しており、高度な土地利用が行われ野生鳥獣の生息地が狭小である本県において、野生鳥獣の生息環境を保全する上で特に重要な役割を果たしている。しかし、立木竹伐採等の行為の制限を伴うため、その指定に対する関係者の理解が一段

新

と得にくくなっているのが現状である。

こうした状況の中で、本計画においては、計画期間中に存続期間が満了する<u>金刀比羅宮境内林内象頭山特別</u>保護地区、<u>145</u>haを再指定し、新たな指定については、必要に応じて検討を行う。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表)(第4表)は別掲

- 3 休猟区の指定
 - (1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟鳥獣の生息数の回復 を図る必要がある区域を指定するものであり、地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持 する観点から、その分布に偏りがないよう順次指定する。

なお、指定に当たっては、農林水産業関係者や地元住民等の理解が得られるように留意 する。

また、休猟区及びその周辺における鳥獣(イノシシ、ニホンジカ)による農林業被害等の状況に応じて、第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例休猟区を指定する。

(2) (略)

(第5表) は別掲

(3) (略)

(第6表) は別掲

4 鳥獣保護区の整備等

と得にくくなっているのが現状である。

こうした状況の中で、本計画においては、計画期間中に存続期間が満了する<u>阿弥陀越</u>特別保護地区<u>など3箇所</u>、<u>392</u>ha を再指定するものとし、新たな指定については、必要に応じて検討を行うものとする。

ĺΗ

(2) 特別保護地区指定計画

(第4表)(第5表)は別掲

- 3 休猟区の指定
 - (1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟鳥獣の生息数の回復 を図る必要がある区域を指定するものであり、各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、その分布に偏りがないよう順次指定するものとする。

なお、指定に当たっては、農林水産業関係者や地元住民等の理解が得られるように留意 する<u>ものとする</u>。

また、休猟区及びその周辺における鳥獣(イノシシ、ニホンジカ)による農林業被害等の状況に応じて、第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例休猟区を指定するものとする。

(2) (略)

(第6表) は別掲

(3) (略)

(第7表) は別掲

4 鳥獣保護区の整備等

鳥獸保護管理事業計画書 新旧対照表 新 ĺΗ (1) • (2)(略) (1) · (2)(略) (第7~9表) は別掲 (第8~10表) は別掲 (3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区 (3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区 本計画期間中に保全事業を実施する予定の鳥獣保護区はないが、環境変化等により鳥獣 本計画期間中に保全事業を実施する予定の鳥獣保護区はないが、環境変化等により鳥獣 の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場 場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努める。 合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 1 鳥獣の人工増殖 1 鳥獣の人工増殖 第12次鳥獣保護管理計画においては人工増殖を行わない。 (1) 方針 放鳥の対象とするキジ (ニホンキジ) について、放鳥業務の委託を予定している一般 社団法人香川県猟友会に対し、放鳥計画に対応できる羽数の確保を要請する。 (2) 人工增殖計画 (第11表) は別掲 2 放鳥獣 2 放鳥獣 第12次鳥獣保護事業計画では放鳥を行わない。 (1) 方針

<u>狩猟鳥獣のうちキジ(ニホンキジ)については、第1次鳥獣保護事業計画当初から放鳥しており、引き続き、生息に適した場所への成鳥等の放鳥を行うこととする。</u>

なお、放鳥個体には足環を装着して、追跡調査を行い、足環の回収等により定着状況を 把握し、放鳥事業による効果を確認するものとする。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第12表) (第13表)は別掲

ĺΗ

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

鳥獣保護管理事業は、関係者間の合意形成を図りながら、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、生息数の水準と生息地の範囲を適正化するという鳥獣の保護及び管理の考え方を基本として実施する。このため、鳥獣を次の区分に分類し、その特性に応じて保護及び管理を進める。

(略)

加えて、事業を効果的に進めるためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、主体的な参加も求められることから、自然環境学習の実施や鳥獣による農林水産業等への被害の実態及び安易な餌付けによる影響等の人と鳥獣との適切な関係の構築に関する理解の醸成を図る等、鳥獣の保護及び管理の必要性についての理解を深めるための普及啓発等を推進する。

- (1) 希少鳥獣
- ① (略)
- ② 保護及び管理の考え方

適切な保護及び管理のため、個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握 に努め、必要に応じて鳥獣保護区等を指定するなど、種及び地域個体群の存続を図る。

- (2) 狩猟鳥獣
- ① (略)
- ② 保護及び管理の考え方

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

鳥獣保護管理事業は、関係者間の合意形成を図りながら、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、生息数の水準と生息地の範囲を適正化するという鳥獣の保護及び管理の考え方を基本として実施する<u>ものとする</u>。このため、鳥獣を次の区分に分類し、その特性に応じて保護及び管理を進めるものとする。

(略)

加えて、事業を効果的に進めるためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、主体的な参加も求められることから、自然環境学習の実施や鳥獣による農林水産業等への被害の実態及び安易な餌付けによる影響等の人と鳥獣との適切な関係の構築に関する理解の醸成を図る等、鳥獣の保護及び管理の必要性についての理解を深めるための普及啓発等を推進する<u>ものとす</u>る。

- (1) 希少鳥獣
- ① (略)
- ② 保護及び管理の考え方

適切な保護及び管理のため、<u>自然環境保全基礎調査や</u>個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努め<u>るものとし</u>、必要に応じて鳥獣保護区等を指定するなど、種及び地域個体群の存続を図るものとする。

- (2) 狩猟鳥獣
 - ① (略)
 - ② 保護及び管理の考え方

適切な保護及び管理のため、狩猟者の捕獲報告や個別の種ごとの調査等により生息状況 等の把握に努め、併せて関係行政機関等からの情報収集等を通じて、生活環境、農林水産 業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

また、地域的な狩猟鳥獣の保護の観点から、休猟区の指定や捕獲等の制限等によって、 狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図る。<u>ただし、特に管理を強化すべき外</u> 来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の観点での保護の取組は行わない。

(3) 外来鳥獣

対象種

我が国に<u>過去又は現在の自然分布域</u>を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。<u>なお、我が国に自然分布域を有しているが、人為的に過去又は現在の自然分布域を超えて</u>県内に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている又はそのお<u>それがある鳥獣についても同様の取扱いとする。</u>

② 管理の考え方

適切な管理のため、個別の種ごとの調査等により生息状況、農林水産業や生活環境への被害及び生態系等への影響について把握に努めるものとする。

また、農林水産業又は生態系等に係る影響を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進して、その被害の防止を図る。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。) に基づく特定外来生物は、同法に基づく計画的な防除を積極的に実施する。

旧

適切な保護及び管理のため、狩猟者の捕獲報告や<u>自然環境保全基礎調査、</u>個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努める<u>ものとし</u>、併せて関係行政機関等からの情報収集等を通じて、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。

また、地域的な狩猟鳥獣の保護の観点から、休猟区の指定や捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図るものとする。

ただし、狩猟鳥獣のうち、本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣である種については、(3)に準じた管理を図るものとする。

さらに、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟を活用しつ つ、地域個体群の存続を図りながら被害防止に努めるものである。

(3) 外来鳥獣

対象種

<u>本来、</u>我が国に<u>生息地</u>を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

② 管理の考え方

適切な管理のため、<u>自然環境保全基礎調査や</u>個別の種ごとの調査等により生息状況、 農林水産業や生活環境への被害及び生態系等への影響について把握に努めるものとす る。

また、農林水産業又は生態系等に係る影響を及ぼす外来鳥獣については、<u>当該外来鳥</u> <u>獣を根絶又は抑制するための</u>積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図 るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特 定外来生物については、同法に基づく防除事業を積極的に実施する。

 鳥獣保護管理事業計画書
 新旧対照表

 方
 口

 なお、国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を発生させている鳥獣についても、必要に応じ上記に準じた捕獲等による管理に努めるものとする。

 (4) 指定管理鳥獣
 (4) 指定管理鳥獣

 ① (略)
 ① (略)

② 管理の考え方

適切な管理のため、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を積極的に推進する。

また、県内における指定管理鳥獣の生息状況、被害状況等を勘案して、必要と認められるときは第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

さらに、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町が実施する被害防止 のための捕獲対策との整合を図る。

- (5) 一般鳥獣
- 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

適切な保護及び管理のため、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努める。

また、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を

② 管理の考え方

適切な管理のため、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を積極的に推進するものとする。

また、県内における指定管理鳥獣の生息状況、被害状況等を勘案して、必要と認められるときは第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するよう努めるものとする。

- (5) 一般鳥獣
- 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び<u>国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業に係る被害を生じさせている鳥獣(以下「外来鳥獣等」という。</u> 並びに指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

適切な保護及び管理のため、<u>自然環境保全基礎調査や</u>個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

また、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対

新 IΗ 講じる。 策を講じるものとする。 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (1) 許可しない場合の基本的考え方 (1) 許可しない場合の基本的考え方 以下の場合においては、許可をしないものとする。 以下の場合においては、許可をしないものとする。 ① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断され ① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合 る場合 ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、 ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、 鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全 絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場 に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。 合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等 の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態 系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑 制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。 ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取 (削除→) 等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合 ③ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の ④ 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る 管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合 鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合 ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認め 債額
6
補獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における補獲等を認め ることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合 ることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

⑥ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具

の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内に

⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具

の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内に

おける特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定 区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合

- ⑥ 法第36条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
- ① 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。 ただし、法第38条の2の規定による県知事の許可を受けたものについては、この限りで はない。
- ⑧ 個人が自らの慰楽のために愛玩飼養する目的で捕獲する場合
- (2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲 方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域 における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量 の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付すものとする。

(略)

(削除→)

旧

おける特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定 区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合

- ① 法第36条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
- <u>⑧</u> 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。 ただし、法第38条の2の規定による県知事の許可を受けたものについては、この限りで はない。
- 9 個人が自らの慰楽のために愛玩飼養する目的で捕獲する場合

(←第四2(4)から移動)

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲 方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区 域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの 数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

(略)

- (2) 許可する場合の基本的考え方
- ① 学術研究を目的とする場合

学術研究(環境省足環を用いる標識調査を含む。)を目的とする捕獲等又は採取等は、 当該研究目的を達成するために不可欠であって、適正な研究計画の下でのみ行われるも のとする。

新	
701	
	② 鳥獣の保護を目的とする場合
	1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合
	第一種特定鳥獣保護計画に基づく第一種特定鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は
	採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護の一環と
	して、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点
	から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に
	増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準
	及びその生息地の範囲を維持するために必要な範囲内で行われるものとする。
	2) その他鳥獣の保護を目的とする場合
	上記以外の鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の
	事由に該当するものを対象とするものとする。
	ア 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
	島獣行政事務担当職員が職務上の必要があって捕獲等又は採取等する場合
	<u>イ</u> 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
	- <u> 高がによりにはなりないはいではい</u> 鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護管理員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する
	場合
	<u>201 L.</u>
	③ 鳥獣の管理を目的とする場合
	1) <u>鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合</u>
	島獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害(以下第四において「被害」
	という。) が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図る
	ために行われるものとする。特に、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な
	有害鳥獣捕獲を図るものとする。
	2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合
	第二種特定鳥獣管理計画に基づく第二種特定鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又
	カー理何に高訊目生川圏に至 ノンカー俚付た局部の数の調査を目的とした捕獲寺人

万	
新	旧
	は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な管理の一環と
	して、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点か
	ら、地域個体群の安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な範囲に減少させ、又はそ
	の生息地を適正な範囲に縮小させる地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るため
	<u>に必要な範囲内で行われるものとする。</u>
	④ その他特別な事由を目的とする場合
	上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由
	に該当するものを対象とするものとする。
	1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
	博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。
	2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
	鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又
	は採取する場合。
	3) 鵜飼漁業への利用
	<u>鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合。</u>
	4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
	伝統的な祭礼行事等に用いる場合。
	5) 上記に掲げるもののほか鳥獣の保護又はその他公益に資すると認められる目的
	環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための
	個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等。
(3) わなの使用に当たっての許可基準	(3) わなの使用に当たっての許可基準
① わなの構造に関する基準	
わなを使用した捕獲許可申請に <u>ついて</u> は、以下 <u>を</u> 満たす <u>基準を設定</u> する。 ただし、 くく	わなを使用した捕獲許可申請に <u>おいて</u> は、以下 <u>の基準</u> を満たす <u>ものと</u> する。ただし、 <u>①</u>
りわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、錯	1)の くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案

新

誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

- 1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合
- <u>ア</u> <u>イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする</u>許可申請の場合は、 原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したも のであること。
- イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の 直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの 直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。
- 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合 鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大径は12センチメートルを超えないもので あり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の 方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。
- 3) ツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合はこわなに限る。
- ② 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・ モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着 できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法 によることもできる。 して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができる<u>も</u> のとする。

- ① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合
- 1) <u>くくりわなを使用した方法での</u>許可申請の場合は、原則として輪の直径が 12 センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における 内径の最大長が12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したも のであること。

② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

<u>くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①1)の規制に加えて、ワイヤーの</u> 直径が 4 ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

(←第四2(4)は第四2(2)へ移動)

(←第四2(5)は第四3-2へ移動)

(←第四2(6)は第四3-1((3))へ移動)

(←第四2(7)は第四3-1へ移動)

(削除→)

新 IΗ (8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合に は、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取 物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求め るものとする。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記データの収集、収容個体の計測・分析等を積 極的に進め、保護及び管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立ち会い等によりそれらが適正に実施 されるよう対処するものとする。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可

は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推 定に基づき捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。なお、このよ うな種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等が生じること のないよう各方面を指導するものとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域における捕獲許可の考え方 捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中 毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない 構造・素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

- 2-1 学術研究を目的とする場合
 - (1) 学術研究
 - ① 研究の目的及び内容 次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特 に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に 基づき捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。なお、このような 種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等が生じることのない よう各方面を指導するものとする。

(←新規)

- 3 学術研究を目的とする場合
- (1) 学術研究
 - ① 研究の目的及び内容 次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは 認めない

- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること
- 4) 研究により得られた成果が学会又は学術誌等により、原則として一般に公表されるものであること
- ② (略)
- ③ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類及び数<u>(羽、頭又は個)</u>とする。ただし、<u>外来</u> <u>鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣</u>に関する学術研 究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭又は個)とする。

④ (略)

⑤ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

1) 主たる目的が理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。 ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは 認めない。

ĺΗ

- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。 また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。
- 4) 研究により得られた成果が学会又は学術誌等により、原則として一般に公表されるものであること。
- ② (略)
- ③ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類及び数とする。ただし、外来鳥獣<u>等</u>に関する 学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数とする。

- ④ (略)
- ⑤ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として特定猟具使用禁止区域及び 特定猟具使用制限区域(当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。)並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、 特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

⑥ 方法

⑥ 方法

新

次に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) 法第 12 条第 1 項又は第 2 項に基づき禁止されている猟法<u>(以下「禁止猟法」とい</u> う。) ではないこと。
- 2) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。<u>ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。</u>
- ⑦ 捕獲等又は採取等後の措置
 - 1) (略)
 - 2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下 への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないもの であり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。
 - 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成する ために当該措置が必要であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着 する場合は、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着す る標識が脱落しない使用である場合には、情報の収集・活用をを促進する観点から標 識の情報を公開するよう努めること。
- (2) 標識調査

<u>原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、</u> この限りでない。

① (略)

旧

次に掲げる条件に適合するものであること。<u>ただし、他に方法がなく、やむを得ない事</u> 由がある場合はこの限りでない。

- 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。
- 2) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。

(7) 捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) (略)
- 2) 個体識別<u>のため、指切り、ノーズタッグの装着等の</u>鳥獣の生態に著しい影響を及ぼ すような措置を行わないこと。
- 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成する ために当該措置が必要であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着 する場合は、<u>原則として、</u>必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。 また、装着する標識が<u>鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、</u>標識の情報を 公開するよう努めること。
- (2) 標識調査
- ① (略)

新 ĺΗ ② 鳥獣の種類・数 ② 鳥獣の種類・数 標識調査を主たる業務として実施している者においては鳥類各種各 2,000 羽以内、3 原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては鳥類各種各2.000 年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては同各 1,000 羽 羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては同 以内、その他の者においては同各 500 羽以内とする。ただし、特に必要があると認めら 各1,000 羽以内、その他の者においては同各500 羽以内とする。ただし、特に必要があ れる種についてはこの限りでない。 ると認められる種についてはこの限りでない。 ③ (略) ③ (略) ④ 区域 ④ 区域 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特 に必要があると認められる場合はこの限りでない。 ⑤ 方法 ⑤ 方法 網、わな又は手捕 原則として、網、わな又は手捕とする。 (←新規) ⑥ 捕獲等又は採取等後の措置 足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害 を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等 の措置を講じることができる。 2-2 鳥獣の保護を目的とする場合 4 鳥獣の保護を目的とする場合 (1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的 (1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的 (略) (略) ① (略) ① (略) ② 鳥獣の種類・数 ② 鳥獣の種類・数

点影体護官理争 来 計画者。利印为思衣	
新	旧
第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数 <u>(羽、頭又は個)</u> で	第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数であること。
あること。	
③~⑤ (略)	③~⑤ (略)_
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
原則として次の基準によるものとする。 <u>ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由が</u>	原則として次の基準によるものとする。
<u>ある場合は、この限りでない。</u>	
① 許可対象者	① 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。) <u>国又は地</u>	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)。
方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。	
② 鳥獣の種類・数	② 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数 <u>(羽、頭又は個)</u>	必要と認められる種類及び数
③・④ (略)	③・④ (略)
⑤ 方法	⑤ 方法
<u>禁止</u> 猟法は認めない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、
	他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
原則として次の基準によるものとする。 <u>ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由が</u>	原則として次の基準によるものとする。
<u>ある場合は、この限りでない。</u>	
① 許可対象者	① 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、鳥獣保護	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員 (出先の機関の職員を含む。)、鳥獣保護

鳥獸保護管理事業計画書 新旧対照表 IΗ 管理員その他特に必要と認められる者、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、 管理員その他特に必要と認められる者。 鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。 ② 鳥獣の種類・数 ② 鳥獣の種類・数 必要と認められる種類及び数 必要と認められる種類及び数(羽、頭又は個) ③ • ④ (略) ③ • ④ (略) ⑤ 方法 ⑤ 方法 禁止猟法は認めない。 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他 の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 2-3 鳥獣の管理を目的とする場合 5 鳥獣の管理を目的とする場合 (←第四5(2)から移動) (1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合 (2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合 鳥獣の数の調整を目的とした捕獲許可は、以下の許可基準によるほか、第二種特定鳥獣 管理計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。 なお、実施に当たっての留意事項は、5(1)-④1)オに準じるものとする。 また、捕獲許可申請手続については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関す る法律施行細則(平成12年香川県規則第38号)に規定する有害鳥獣捕獲の項目に準じる ものとする。 許可対象者 許可対象者 原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する 原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する 場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法に 場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法に

よる場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外

よる場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。

新

 \square

又は単独による捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものとする。

また、捕獲の効率性及び安全性の向上を図る観点から、捕獲実施者には被害の発生地

さらに、捕獲実施者の数は必要な人数とするとともに、被害の発生状況に応じて共同

域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。

の方法による法人(法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項 第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕 獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同 じ。)に対する許可であって、以下の1)から4)の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を 受けていない者も許可対象者とすることができる。

- 1) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
- 2) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
- 3) <u>当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこ</u>と
- 4) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること
- ② 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数<u>(羽、頭又は個)</u>とする。

③ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成<u>を図る</u>ために必要かつ適切な期間とする。<u>なお</u>、捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間はさけるよう考慮する。

④ (略)

⑤ 方法

② 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数とする。

③ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成<u>の</u>ために必要かつ適切な期間とする。<u>また</u>、捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間はさけるよう考慮する。<u>なお、狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させること。</u>

- ④ (略)
- ⑤ 方法

<u>従来の捕獲実績から見て最も効果のあるものとする。</u> <u>また、</u>空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性がある

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、 大型獣類にはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況については、 この限りではない。なお、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の銃弾 は使用しないよう努めること。

また、空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性かある ため、<u>鳥類及び中・小型獣類に限りその使用を認める。</u>ただし、取り逃がす危険性の少ない状況に<u>おいて</u>は、<u>大型獣類にもその使用を認めることができる</u>。なお、<u>猛禽類等の鉛中</u> <u>毒を防止するために、</u>鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の銃弾は使用しないよう努めること。

IΗ

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

(←第四5(1)から移動)

① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止<u>を</u>目的<u>とする場合</u>

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合<u>((2)において「予察」という。)</u>に、その防止及び軽減を図るために行うものとし、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに<u>許可</u>する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、この限りではない。

① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとし、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに<u>行うものと</u>する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、 効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の 対策が講じられるよう努めるものとする。 <u>有害鳥獣</u>捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未 収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

なお、生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、<u>捕獲</u>許可のほか、法第38条の2第1項の規定による知事の許可を得るとともに、麻酔薬<u>の種類及び量により危険猟法に該当する</u>場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。

また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

なお、生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、<u>鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲として法第9条第1項の規定による環境大臣又は都道府県知事の</u>許可のほか、法第38条の2第1項の規定による<u>都道府県</u>知事の許可を得るとともに、<u>法第36条で使用を禁止されている</u>麻酔薬<u>を使用する</u>場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得る<u>ものとする</u>。

② 鳥獣による被害発生予察表の作成

② 鳥獣による被害発生予察表の作成

予察捕獲に係る方針等

予察による有害鳥獣捕獲(以下「予察捕獲」という。) <u>対象となる鳥獣は、過去5年間程</u> 度の期間に、常時強い害性が認められた種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等 についてはこの限りではない。

予察捕獲を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、被害が予察される鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による予察表を作成する。予察表においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。

なお、本県においては、<u>3-2</u>のとおり許可権限の一部を市町長に委譲しているため、予 察捕獲として捕獲を許可する場合には、当該市町において予察表を作成する。

鳥獣による被害発生の実態例(第 10 表)は別掲

- ③ 鳥獣の適正管理の実施
 - 1) 方針

鳥獣の適正管理を円滑かつ積極的に推進するため、「香川県鳥獣被害対策本部」を設置し、関係部局との施策の総合調整を図るとともに、「香川県鳥獣被害防止対策協議会」において、市町等の関係機関との連携の強化を図る。

また、被害発生度の高い鳥獣(イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等)の適正管理を 実施するため、その生息状況や被害状況等を調査し、<mark>学識経験者、関係団体等で構成された「香川県特定鳥獣管理計画検討委員会」において</mark>意見を聴取、<u>検討する等、第二種特定鳥獣管理計画に基づき</u>、適正な個体群管理や有効な被害対策の実施に努める。 予察捕獲に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲(以下「予察捕獲」という。)の実施に当たっては、鳥獣の種類別に予察表を作成するものとする。作成に当たっては、過去5年間の被害の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じて学識経験者等、科学的見地から適切な助言及び指導を行うことができる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

IΗ

なお、本県においては、2(5)のとおり許可権限の一部を市町長に委譲しているため、 予察捕獲として捕獲を許可する場合には、当該市町において予察表を作成するよう指導 するものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。 予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付け の状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をす るものとし、捕獲数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

<u>予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応</u> じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

鳥獣による被害発生の実態例(第 14 表)は別掲

- ③ 鳥獣の適正管理の実施
 - 1) 方針

被害発生度の高い鳥獣(イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等)の適正管理を実施するため、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、その生息状況や被害状況を調査するとともに、農政水産部局等関係機関との連携を図りながら、学識経験者等の意見を聴取し、適正な個体群管理の実施や有効な被害対策の実施、検討に努める。

2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

被害の防除については、<u>捕獲や侵入防止対策、集落に寄せ付けない環境づくりを中心</u> に実施しているが、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等の</u>被害発生度の高い鳥獣については、 有効な被害対策の検討に努めるとともに、狩猟及び有害鳥獣捕獲により適正な個体群 管理を引き続き実施する。

また、イノシシ及びニホンジカについては、積極的な個体群管理が必要であることから、市町の有害鳥獣捕獲では実施が困難な市街地周辺や島しょ部等で「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施する。なお、当事業の実施に当たっては、認定鳥獣捕獲等事業者を活用するとともに、その育成に努める。

(第11表) は別掲

- ④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定
- 1) 方針

有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定に当たっての基本的考え方及び方針は、上 記①に加え次のとおりとする。

- ア 原則として、<u>被害</u>防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに<u>許可</u> する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。
- イ 全国的な観点からは、被害等が生じることは<u>まれ</u>であるか、<u>又は従来の許可実績が 希少である一般</u>鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被 害<u>や生息</u>の実態を十分に調査<u>して、捕獲の上限を定める</u>とともに、捕獲以外の方法に よる被害防止方法を<mark>指導</mark>した上で許可する。

旧

2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

被害の防除については、十分な方法が確立されるまでには至っていないため、被害発生度の高い鳥獣については、有効な被害対策の検討に努めるとともに、狩猟及び有害鳥獣捕獲により適正な個体群管理を引き続き実施するものとする。

(第15表) は別掲

- ④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定
- 1) 方針

有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定に当たっての基本的考え方及び方針は、上 記①に加え次のとおりとする。

- ア 有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに<u>行うものと</u>する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。
- イ <u>狩猟鳥獣、ニホンザル、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ドバト、外来鳥獣等以外の鳥獣については、</u>被害が生じることは<u>稀</u>である<u>ため</u>、<u>これらの</u>鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査<u>するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。なお、第一種特定鳥獣保護計画を作成している鳥獣若しくは保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うもの</u>

ĺΗ

- ウ 指定管理鳥獣及び外来鳥獣は、<u>地域的に被害が僅少であっても、</u>積極的な捕獲<u>許可</u>をする。
- エ 予察捕獲は、<u>対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、</u>常時強い害性が認められた種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。
- オ <u>狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲許可については、有害鳥獣捕獲の重要性に鑑み、適切な機関で許可する。あわせて、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住</u>民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。
- カ 有害鳥獣捕獲についての許可に当たっては、本計画に定めるほか、「香川県有害鳥獣捕獲許可事務処理要領」の定めるところによる。
- 2) 許可基準の設定方針
- ア 許可対象者

原則として、被害を受けた者又は被害を受けた者から依頼された者とし、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。

ただし、<u>銃器以外の方法による捕獲許可申請であって、次の(7)から(4)のいずれかの</u>場合に該当する時は、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることが

とする。

- ウ 指定管理鳥獣及び外来鳥獣<u>等による被害の防止を図る場合において</u>は、<u>当該鳥獣の</u>積 極的な<mark>有害鳥獣</mark>捕獲を図るものとする。
- エ 予察捕獲は、常時<u>捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど</u>強い害性が認められ <u>る場合のみ許可するもの</u>とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの 限りではない。
- オ 有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の 対策を講じさせるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとするほ か、許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を着用させるものとす る。

また、捕獲許可権者は、必要に応じて捕獲の実施への立ち会い等により、適正な有害鳥 獣捕獲が実施されるよう対処するものとする。

- カ 有害鳥獣捕獲についての許可に当たっては、本計画に定めるほか、「香川県有害鳥獣 捕獲許可事務処理要領」の定めるところによるものとする。
- 2) 許可基準の設定方針
- ア 許可対象者

原則として、被害を受けた者又は被害を受けた者から依頼された個人若しくは法人 (法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。)であって、銃器(装薬銃)を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。

ただし、狩猟免許を受けていない者<u>に対しては、法第9条第3項の各号のいずれに</u> も該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げ

鳥獣保護管理事業語	計画書 新旧対照表
新	IΒ
できる。	<u>るとき等は、許可を</u> することができる <u>ものとする</u> 。
(7) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の中小型の獣類及びカラス、ドバト等の小型の鳥類を捕獲する場合であって、次に掲げる場合 a 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において捕獲する場合 b 農林業被害防止の目的で農林業者が自らの事業地内(使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く)において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合 (1) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合	(ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型のはこ わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、 ドバト等の小型の鳥獣を 捕獲する場合
(ウ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合	(1) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合 また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。さらに、有害鳥獣捕獲に当たっては、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択され、それに必要な人数となるよう指導するものとする。

- (エ) 法人に対する許可であって、以下の a から d の条件を全て満たす場合
 - a 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
 - b 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確 保されていること
 - <u>c</u> <u>当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督</u>下で捕獲を行うこと
 - d 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

なお、法人に対する許可に当たっては、その従事者には原則として狩猟免許を有 する者を選任するよう指導するものとする。ただし、銃器の使用以外の方法による 場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確 保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補 助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者 は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該

イ 鳥獣の種類・数

(ア) 現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。<u>鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目</u>的が達成できない場合に限る。

新

(イ) 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数(羽、頭 又は個)であること。第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥獣によ る被害を防止する場合等については、当該計画における目標との整合性に配慮する。

ウ期間

(ア)として被害が生じている時期<u>又は被害を予防できる時期</u>のうち、<u>安全かつ</u>効果的に捕獲が実施できる時期とする。

ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる場合は、この限りではない。

法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努める ものとする。

IΗ

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期すため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

イ 鳥獣の種類・数

- (ア) <u>有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、</u>現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。<u>ただし、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域では、第二種特定鳥獣については、原則として「第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整」の目的の捕獲とし、緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることができることとする。</u>
- (イ) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の a 又は b に該当する場合のみ対象と するものとする。
 - a 現に被害を発生させている個体を捕獲することが困難であり、卵の採取等を行わな ければ被害を防止する目的が達成できない場合
 - b 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要があり、併せて卵の採取等を 行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
- (ウ) 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数(羽、頭、個)である<u>ものと</u>する。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、(ア) ~(ウ) は適用しない。

ウ期間

(ア) <u>有害鳥獣捕獲の期間は、</u>原則として被害が生じている時期のうち、<u>最も</u>効果的に<u>有害鳥獣</u>捕獲が実施できる時期<u>であって、地域の実情に応じ、安全に配慮した適切な期間</u>とする<u>ものとする</u>。

ただし、<u>捕獲等の対象が指定管理鳥獣又は外来鳥獣等である場合、被害等の発生が</u> <u>予察される場合、</u>飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認め 鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新

「日

「られる場合は、この限りではない。

「(() 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

「(() 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

「() 行猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、農林水産業等に係る被害の防止の重要性にかんがみ、適切な期間で許可するものとし、あわせて、登録行猟又は行猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応するものと

工 区域

(ア) 被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な 区域とするものとする。

(1) 鳥獣保護区又は休猟区<u>が含まれる場合は</u>、他の鳥獣の<u>保護</u>に支障が生じないよう配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

工 区域

する。

とする。

(7) <u>有害鳥獣捕獲を実施する区域は、</u>被害等の発生状況<u>に応じ、</u>その対象となる鳥獣の 行動圏域を踏まえて<u>被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その</u> <u>範囲は</u>必要かつ適切な区域とするものとする。

(エ) 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるもの

- (イ) 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合においては、被害等の状況に応じ 市町を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、これが効果的に実施され るよう市町に助言するものとする。また、被害等が周辺の都道府県にまたがって発生 する場合においては、関係都道府県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、 都道府県間の連携を図るものとする。
- (ウ) 鳥獣保護区又は休猟区<u>における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の管理</u>の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、この場合、他の鳥獣の<u>繁殖</u>に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、第二種特定鳥獣管理計画の作成

旧

才 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

また、<u>鳥獣の捕獲等に当たっては、</u>鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。

3) 許可基準

有害鳥獣捕獲についての許可基準は、原則として次表のとおりとする。

有害鳥獣捕獲の許可基準(第12表)は別掲

- ⑤ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等
- 1) 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町、農林水産業者等関係者に対し有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図る。特に、関係市町に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導する。

また、被害が激甚な地域については、その市町ごとに、あらかじめ捕獲隊(有害鳥獣

等により管理の推進を図るものとする。さらに、休猟区での第二種特定鳥獣管理計画 に基づく狩猟に関する特例制度の活用及び休猟区等の区域の見直しを検討するもの とする。

オ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第 15 条第 1 項に基づく指定猟法禁止区域及び第 12 条 第 1 項又は第 2 項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては禁止された鉛製 銃弾は使用しないものとする。

また、<u>猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、</u>鉛が暴露する構造・ 素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採り、結果と して被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

3) 許可基準

有害鳥獣捕獲についての許可基準は、原則として次表のとおりとする。

有害鳥獣捕獲の許可基準(第16表)は別掲

- ⑤ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等
- 1) 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町、農林水産業者等関係者に対し有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図る。特に、関係市町に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導する。

また、被害が激甚な地域については、その市町ごとに、あらかじめ捕獲隊(有害鳥獣

捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。)を編成するよう指導するとともに、 地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊(鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する 鳥獣対策実施隊をいう。以下同じ。)と連携を図るよう指導する。

なお、当該市町内では捕獲隊の編成が困難な場合においては、市町の境界を越えた広 域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町及び一般社団法人 香川県猟友会に助言する。

2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第13表) は別掲

- 3) 指導事項の概要
- ア 捕獲隊については、隊長を定め、隊長は常に隊員及び関係者と緊密な連絡をとり、安全 な捕獲の実施に万全を期すよう指導する。
- イ 捕獲技術の優れた者、捕獲のための出動がしやすい者等を隊員として捕獲隊を編成す るよう指導する。
- ウ 捕獲の実施に当たっては、事前に関係地域住民に危険防止の周知徹底を図るよう指導 する。
- エ 捕獲効果を高めるために複数の捕獲隊で一斉に捕獲を行う場合は、それぞれの隊長に 対し、捕獲を実施する時間、場所等についてお互いに十分連絡を取り合い、事故防止の徹 底を図るよう指導する。

2-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。ただ | 6 その他特別の事由の場合 し、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
 - 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者

IΗ

捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。)を編成するよう指導するとともに、 地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊(鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する 鳥獣対策実施隊をいう。以下同じ。)と連携を図るよう指導するものとする。

なお、当該市町内では捕獲隊の編成が困難な場合においては、市町の境界を越えた広 域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町及び一般社団法人 香川県猟友会に助言するものとする。

2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第17表) は別掲

- 3) 指導事項の概要
- ア 捕獲隊については、隊長を定め、隊長は常に隊員及び関係者と緊密な連絡をとり、安全 な捕獲の実施に万全を期すよう指導するものとする。
- イ 捕獲技術の優れた者、捕獲のための出動がしやすい者等を隊員として捕獲隊を編成す るよう指導するものとする。
- ウ 捕獲の実施に当たっては、事前に関係地域住民に危険防止の周知徹底を図るよう指導 するものとする。
- エ 捕獲効果を高めるために複数の捕獲隊で一斉に捕獲を行う場合は、それぞれの隊長に 対し、捕獲を実施する時間、場所等についてお互いに十分連絡を取り合い、事故防止の徹 底を図るよう指導するものとする。

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。

- (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
 - 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者とする。

新 ĺΗ ② 鳥獣の種類・数 ② 鳥獣の種類・数 展示の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭又は個)とする。 展示の目的を達成するために必要な種類及び数とする。 ③ 期間 ③ 期間 6か月以内 6か月以内とする。 ④ 区域 ④ 区域 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特 に必要があると認められる場合はこの限りでない。 ⑤ 方法 ⑤ 方法 禁止猟法は認めない。 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、 他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。 (2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的 (2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的 ① 許可対象者 許可対象者 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者とする。 ② 鳥獣の種類・数 ② 鳥獣の種類・数 人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数(羽、 人工養殖が可能と認められる種類で過度の近親交配の防止に必要な数とし、放鳥を目 頭又は個)とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。 的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。 ③ 期間 ③ 期間 6か月以内 6か月以内とする。

局獸保護官埋事業計 	
新	旧
④ 区域	④ 区域
<u>住所地と同一の区域(</u> 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。) が	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特
だし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。	に必要があると認められる場合はこの限りでない。
⑤ 方法	⑤ 方法
網、わな又は手捕	網、わな又は手捕 <u>とする。</u>
(3) 鵜飼漁業への利用の目的	(3) 鵜飼漁業への利用の目的
① 許可対象者	① 許可対象者
鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者	鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者 <u>とする。</u>
② 鳥獣の種類・数	② 鳥獣の種類・数
ウミウ又はカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数 <u>(羽又は個)</u>	<u>。</u> 鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数 <u>とす</u> る。
③ 期間	③ 期間
6 か月以内	6 か月以内 <u>とする。</u>
④ 区域	④ 区域
規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	<u>原則として、</u> 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 <u>ただし、特に</u>
	<u>必要があると認められる場合はこの限りでない。</u>
⑤ 方法	⑤ 方法
手捕	手捕とする。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
① 許可対象者	① 許可対象者

祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者。(登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)

② 鳥獣の種類・数

伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数<u>(羽、頭又は個)</u>。 捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。(致死させることによらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)

③ 期間

30 日以内

④ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤ 方法

禁止猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの 限りでない。

(5) 前各号に掲げるもののほか公益<u>上の必要がある</u>と認められる目的 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。

なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための 個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱 う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使 途も考慮した上で判断する。 旧

祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者とする。(登録狩猟等他の目的よる捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)

② 鳥獣の種類・数

伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数<u>とする</u>。 捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。(致死させることによらなければ行事等の 趣旨を達成できない場合を除く。)

③ 期間

30 日以内とする。

④ 区域

<u>原則として、</u>規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。<u>ただし、特に</u>必要があると認められる場合はこの限りでない。

⑤ 方法

<u>原則として、法第12条第1項又は第2項で</u>禁止<u>されている</u>猟法は認めない。ただし、 他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(5) 前各号に掲げるもののほか<u>鳥獣の保護又は管理その他</u>公益<u>に資する</u>と認められる目的 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。

なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う<u>ものとする</u>。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断するものとする。

 \Box

3-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響のないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示 第40号)に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲した個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

錯誤捕獲された外来鳥獣<u>又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を発生させている</u> 鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、<u>これらの鳥獣</u>が捕獲される可能性がある場合には、 あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(←第四2(6)から移動)

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰<u>らせ</u>ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響<u>を与え</u>ないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする。<u>(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。) さらに、捕獲物等が鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう、及び捕獲物等が違法に捕獲されたものと誤認されないように指導するものとする。</u>

<u>また、</u>捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する<u>ものとする</u>。

なお、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外の捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録の手続が必要となる場合があること、捕獲許可申請書に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることなどについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された<u>指定管理鳥獣及び</u>外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、 生態系等に被害を及ぼしている指定管理鳥獣及び外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとする。

(←第四5(1)④2)ア(イ)中から移動)

<u>また、</u>法人に対しては、指揮監督の適正を期すため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の 内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する<u>ものとす</u> る。

旧

(3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するように指導する。

3-2 許可権限の市町長への委譲

(略)

3-3 鳥類の飼養登録

(1) 方針

野生の鳥類は本来自然のままに保護すべきであるという理念に基づき普及啓発に努めるものとし、鳥類の違法な飼養を防止するため、次の点に留意しつつ、飼養登録事務を行う市町に対して指導・助言を行うとともに、鳥獣保護管理員による巡回等を強化する。

(2) 飼養の適正化に当たっての留意点

①・② (略)

③ 装着登録票(足環)の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の

(←第四2(6)から移動)

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行わせるものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

(←第四2(5)から移動)

(5) 許可権限の市町長への委譲

(略)

7 鳥類の飼養登録

(1) 方針

野生の鳥類は本来自然のままに保護すべきであるという理念に基づき普及啓発に努めるものとし、鳥類の違法な飼養を防止するため、次の点に留意しつつ、飼養登録事務を行う市町に対して指導・助言を行うとともに、鳥獣保護管理員による巡回等を強化する<u>もの</u>とする。

(2) 飼養の適正化に当たっての留意点

①・② (略)

③ 装着登録票(足環)の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の

状況等により確実に同一個体と認められる場合のみ行う。

④ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより一人が<u>複</u>数の個体を飼養する等、不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲された鳥獣については、飼養についても禁止されているので適正な 管理に努める。

3-4 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合 に許可する。

①・② (略)

(2) (略)

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

- 1 特定猟具使用禁止区域の指定
- (1) 方針
 - ① 銃猟に伴う危険を予防するための区域の指定方針

本県における銃猟に伴う危険を予防するための区域(旧名称:銃猟禁止区域)は、第12次鳥獣保護事業計画終了時点で58箇所、ha(うち高松屋島特定猟具使用禁止区域(銃)(308ha)は永年指定)を指定しており、これらは銃猟による事故防止に十分な役割を果たしていると考えられる。

本計画においては、計画期間中に指定期間満了となる区域を再指定することとし、加 えて、新たに必要性があると認められる区域について新規指定を行う。 旧

状況等により確実に同一個体と認められる場合のみ行うものとする。

④ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより一人が<u>多</u>数の飼養をする等、不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲された鳥獣については、飼養についても禁止されているので適正 な管理に努めるものとする。

- 8 販売禁止鳥獣等
 - (1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合 に許可するものとする。

①・② (略)

(2) (略)

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

- 1 特定猟具使用禁止区域の指定
- (1) 方針
 - ① 銃猟に伴う危険を予防するための区域の指定方針

本県における銃猟に伴う危険を予防するための区域(旧名称:銃猟禁止区域)は、第10次鳥獣保護事業計画終了時点で57箇所、27,816ha(うち高松屋島特定猟具使用禁止区域(銃)(308ha)は永年指定)を指定しており、これらは銃猟による事故防止に十分な役割を果たしていると考えられる。

本計画においては、計画期間中に指定期間満了となる区域を再指定することとし、加 えて、新たに必要性があると認められる区域について新規指定を行う<u>ものとする</u>。

鳥獸保護管理事業計画書 新旧対照表

新

旧

② わな猟に伴う危険を予防するための区域の指定方針

わな猟に伴う危険を予防するための区域については、現在のところ指定予定はないが、 近年のわな猟免許取得者の増加に伴い、事故が発生するおそれが高まると考えられるた め、わな猟による人身や財産に対する事故発生のおそれが高い区域において、必要に応 じて指定を行う。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第14表)(第15表)は別掲

2 特定猟具使用制限区域の指定

(略)

ただし、一定の区域において狩猟者の集中的入猟が予想され、人身や財産に対する危険防 止の観点から必要性が認められる場合は、当該区域の指定に努める。

3 猟区設定のための指導

本県においては、現在、猟区は設定していないが、今後設定する場合には、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、次の点を十分考慮する。

① 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている等、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認める。

② • ③ (略)

④ 第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであるこ

② わな猟に伴う危険を予防するための区域の指定方針

わな猟に伴う危険を予防するための区域については、現在のところ指定予定はないが、 近年のわな猟免許取得者の増加に伴い、事故が発生するおそれが高まると考えられるた め、わな猟による人身や財産に対する事故発生のおそれが高い区域において、必要に応 じて指定を行うものとする。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第18表) (第19表) は別掲

2 特定猟具使用制限区域の指定

(略)

ただし、一定の区域において狩猟者の集中的入猟が予想され、人身や財産に対する危険防止の観点から必要性が認められる場合は、当該区域の指定に努めるものとする。

3 猟区設定のための指導

高度な土地利用が行われ野生鳥獣の生息地が狭小である本県においては、現在、猟区は設定していないが、今後設定する場合には、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、次の点を十分考慮するものとする。

① 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている等、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認めるものとする。

②・③ (略)

(←新規)

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域は、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域について指定する。

(略)

本計画期間中においても、特に鉛製銃弾の<u>使用については、</u>鳥獣の鉛中毒が生じ、<u>又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域</u>について、鳥獣の鉛<u>汚染</u>の状況等の現状を把握<u>し、</u>分析・評価した上で、必要に応じて</u>関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であって<u>わなを用いた捕獲等</u>、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付す。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域は、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域 について指定するものとする。

IΗ

(略)

本計画期間中においても、特に鉛製銃弾<u>による</u>鳥獣の鉛中毒が生じ<u>ている</u>、<u>あるいは生じるおそれのある区域</u>については、鳥獣の鉛<u>中毒</u>の状況等の現状を把握<u>・</u>分析<u>し、</u>関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

また、鉛製銃弾<u>を使用する方法</u>以外<u>の猟法</u>であって、地域の鳥獣の保護の見地からその 鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、 関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指 定を進めるものとする。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する<u>ものとする</u>。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付すものとする。

IΗ

第六 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められる鳥獣の個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護の目標を設定し、これに基づき、個体数管理及び生息環境管理の保護事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

なお、現在、本計画における第一種特定鳥獣保護管理計画の作成予定はないが、本計画期間 内において、作成の必要が生じた場合は、随時作成する。

2 実施計画の作成に関する方針

本計画期間内において、作成の必要が生じた場合は、随時作成する。

第七 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図るとともに、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められる鳥獣の個体群につい

第六 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められる鳥獣の個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護の目標を設定し、これに基づき、個体数管理及び生息環境管理の保護事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

なお、現在、本計画における第一種特定鳥獣保護管理計画の作成予定はないが、本計画期間 内において、作成の必要が生じた場合は、随時作成するものとする。

2 実施計画の作成に関する方針

本計画期間内において、作成の必要が生じた場合は、随時作成するものとする。

第七 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図るとともに、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められる鳥獣の個体群につい

て、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者間の合意形成を図りつつ明確な管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な管理を広域的・継続的に推進し、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

(略)

なお、本計画期間内において、下記以外の鳥獣の地域個体群について、作成の必要が生じた 場合は、随時作成する。

また、計画の対象とする地域個体群が、県の行政界を越えて分布する場合は、計画の作成及 び実施に当たり整合のとれた目標を設定し、連携して管理を進めることができるように関係県 間で協議・調整を行う。

(第16表) は別掲

2 実施計画の作成に関する方針

計画の目標を効果的・効率的に達成するため、計画に沿って事業を実行する取組を、年度ごとの実施計画(以下「実施計画」という。)としてとりまとめ、公表するよう努める。

(旧第21表は削除)

第八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 基本方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、各種調査を必要に 応じ実施する。

(略)

また、被害対策調査の結果を活用する等、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図る。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

旧

て、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者間の合意形成を図りつつ明確な管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な管理を広域的・継続的に推進し、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

(略)

なお、本計画期間内において、下記以外の鳥獣の地域個体群について、作成の必要が生じた 場合は、随時作成するものとする。

また、計画の対象とする地域個体群が、県の行政界を越えて分布する場合は、計画の作成及び実施に当たり整合のとれた目標を設定し、連携して管理を進めることができるように関係県間で協議・調整を行うものとする。

(第20表) は別掲

2 実施計画の作成に関する方針

本計画期間内において、作成の必要が生じた場合は、随時作成するものとする。

(第21表)は別掲

第八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 基本方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、各種調査を必要に 応じ実施するものとする。

(略)

また、被害対策調査の結果を活用する等、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。

2 鳥獣保護対策調査

鳥獸保護管理事業計画書 新旧対照表 新 ĺΗ (1) 方針 (1) 方針 第 11 次鳥獣保護事業計画までの調査により得られた情報に加え、現地調査やアンケー 第 10 次鳥獣保護事業計画までの調査により得られた情報に加え、現地調査やアンケート ト調査を実施し、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況の推移等を把握する。 調査を実施し、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況の推移等を把握するものとする。 (2) (略) (2) (略) (削除→) (3) 希少鳥獣等保護調査 県民島であるホトトギスについて、県下全域において生息状況調査を実施する。また、 県民獣であるニホンジカについては、これまで小豆島において生息密度調査等を実施して きたが、調査区域を拡大し、徳島県との県境付近でも実施する。 また、香川県レッドデータブック掲載種など県内に生息する希少鳥獣について、必要に応 じて生息状況調査を実施し、その保護対策を検討する。 (3) ガン・カモ類一斉調査 (4) ガン・カモ類一斉調査 (略) (略) (第17表) は別掲 (第22表) は別掲 (←第八4(2)から移動) (4) 狩猟鳥獣生息調査 (2) 狩猟鳥獣生息調査 既存資料及び捕獲報告等の活用により、主要な狩猟鳥獣の生息状況を把握する。 既存資料及び捕獲報告等の活用により、主要な狩猟鳥獣の生息状況を把握する。 なお、キジ及びヤマドリについては、初猟日における出合い数についての鳥獣保護管理 なお、キジ及びヤマドリについては、休猟区指定期間満了後の区域を対象にした猟犬を使 用しての追い出しによる出合い数調査及び初猟日における出合い数についての鳥獣保護管理 員による狩猟者への聞き取り調査を実施する。 員による狩猟者への聞き取り調査を実施する。 (第18表) は別掲 (第24表) は別掲

(5) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表		
新	旧	
(第 19 表) は別掲		
3 法に基づく諸制度の運用状況調査 (1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査 「既体力などはできない」を選ばなるがは、7/ *** によるといるとない。	3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	
既指定鳥獣保護区において、鳥獣の生息環境の維持・改善を図るための資料となる生息状の理解をお客では、原業によるという。	既指定鳥獣保護区において、鳥獣の生息環境の維持・改善を図るための資料となる生息状 の地方に変化する。第四次な選択に行るため、新規投資の際に	
況調査を実施するとともに、鳥獣保護区の指定・管理等を適正に行うため、新規指定の際には、当該候補区域において鳥獣の生息状況調査を実施する。	沢調査を実施するとともに、鳥獣保護区の指定・管理等を適正に行うため、新規指定の際に は、当該候補区域において鳥獣の生息状況調査を実施する。	
(第 2 <u>0</u> 表は別掲	(第 2 <u>3</u> 表) は別掲	
(削除)	4 <u>狩猟対策調査</u>	
	<u>(1)</u> <u>方針</u>	
	<u>狩猟の適正化を推進するため、以下の調査を必要に応じて実施するものとする。</u>	
(第八 2(4) へ移動→)	(2) 狩猟鳥獣生息調査	
	<u>(略)</u>	
(削除)	<u>(3)</u> <u>放鳥効果測定調査</u>	
	標識として足環を装着して放鳥し、回収された足環から定着状況を把握する。 (第 25 表) は別掲	
	<u>5</u> <u>鳥獣管理対策調査</u>	
(削除)	<u>(1)</u> <u>方針</u>	
	生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資する	
	ため、被害等の発生状況、被害等を及ぼす鳥獣の生息状況、等を調査する。	
(削除)	<u>(2)</u> <u>調査の概要</u>	
	地元市町や関係団体等の協力を得て、情報収集や現地調査を実施するとともに、必要に	

鳥獸保護管理事業計画書 新旧対照表

新	Iβ
	<u>応じて専門家による調査を実施する。</u>
(2) 捕獲等情報収集調査指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲については、単位努力量当たり	
の捕獲数及び目撃数の算出や、生息頭数の推定等を行い、生息状況や事業の効果等を検	 <i>(新規)</i>
<u>証する。</u>	
(3) <u>制度運用の概況情報</u>	
法にも続いて行う制度の運用の概況を把握し、この情報を本計画の作成又は変更に活か	(新規)
<u>すとともに、国に報告する。</u>	
4 新たな技術の支援等	
(1) 捕獲技術や捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する支援等	
「香川県イノシシ捕獲技術プログラム」を活用し、被害防除に有効な成獣捕獲の手法の	(新規)
検討を継続するとともに、錯誤捕獲の少ないわなの改良を進める。また、捕獲後の処理が	
円滑に進むよう、先進事例の調査も踏まえ、市町に技術的な助言等の支援を行う。	
(2) 被害防除対策に係る技術支援等	
生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明	
らかにし、防護柵の設置や未収穫物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引	(新規)
防止等の被害防除対策について、先進事例の調査も踏まえ、市町に技術的な助言等の支援	
<u>を行う。</u>	
公五 自巡归禁禁四亩 业亦 与 牡丹则,眼子又亩西	佐九 自從但恭榮四事業の字校材制と則之 才事で
第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
1 鳥獣行政担当職員	1 鳥獣行政担当職員
(1) 方針	(1) 方針

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新

本計画の内容や狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、事業の円滑な推進を図るための人員を配置するものとする。

(2) 設置計画

(第21表) は別掲

(3) 研修計画

(第22表) は別掲

- 2 鳥獣保護管理員
 - (1) 方針

鳥獣保護管理員は、鳥獣保護区等の狩猟制限区域の管理、鳥獣の生息状況等の調査、狩猟者や捕獲許可対象者に対する指導、普及啓発等に従事するなど、鳥獣保護管理行政において重要な役割を担うものであるから、鳥獣の保護及び管理や狩猟制度についての知識や経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命するものとし、研修の実施等により、その資質の維持・向上に努める。

また、基準設置数については、今後も、より地域に密着した活動が求められることから、 従来の人数を維持する。

(2) 設置計画

(第23表) は別掲

(3) 年間活動計画

(第24表) は別掲

(4) 研修計画

(第25表) は別掲

旧

本計画の内容や狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、事業の円滑な推進を図るための 人員を配置するものとする。

(2) 設置計画

(第 <u>34</u>表) は別掲

(3) 研修計画

(第35表) は別掲

- 2 鳥獣保護管理員
 - (1) 方針

鳥獣保護管理員は、鳥獣保護区等の狩猟制限区域の管理、鳥獣の生息状況等の調査、狩猟者や捕獲許可対象者に対する指導、普及啓発等に従事するなど、鳥獣保護管理行政において重要な役割を担うものであるから、鳥獣の保護及び管理や狩猟制度についての知識や経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命するものとし、研修の実施等により、その資質の維持・向上に努めるものとする。

また、基準設置数については、今後も、より地域に密着した活動が求められることから、 従来の人数を維持するものとする。

(2) 設置計画

(第36表) は別掲

(3) 年間活動計画

(第37表) は別掲

(4) 研修計画

(第38表) は別掲

3 保護及び管理の担い手の育成<u>及び配置</u>

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理の強化が求められている地域において、鳥獣の生息状況の継続的な 把握、被害等の発生状況を踏まえた有害鳥獣捕獲の適正かつ効果的な実施、地域住民への 被害防止対策の普及等の活動を行うなど、保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確 保に努める。

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成及び確保

安全管理を図るための体制や従事する者が適切かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするため に必要な技能及び知識が環境省の定める一定の基準に適合する認定鳥獣捕獲等事業者の 育成及び確保に努める。

(3) 狩猟者の数の確保

<u>狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が</u>鳥獣の保護及び管理の重要な担い手として<u>社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的な役割について普及啓発を行う。さらに、狩猟関係の手続きの利便性の向上を図るとともに、</u>新規の狩猟者の確保<u>する</u>ため、狩猟免許試験の休日実施や回数の増等の有効な対策を講じる。

4 鳥獣保護センター等の設置

(略)

- 5 取締り
 - (1) 方針

3 保護及び管理の担い手の育成

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理の強化が求められている地域において<u>は</u>、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発生状況を踏まえた有害鳥獣捕獲の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行うなど、保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

IΗ

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成及び確保

安全管理を図るための体制や従事する者が適切かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするため に必要な技能及び知識が環境省の定める一定の基準に適合する認定鳥獣捕獲等事業者の 育成及び確保に努めるものとする。

(3) 狩猟者の減少防止対策

本県の狩猟者登録件数は、昭和53年度の3,471件をピークに減少傾向にあり、平成25年度は1,486件(うち県内1,425件)と、ピーク時の半数以下となっている。また、県内在住の狩猟免許所持者の年齢構成を見ると、60歳以上が全体の約75%を占めており、高齢化が進んでいる。

鳥獣の保護及び管理の重要な担い手として<u>期待されている狩猟者の減少及び高齢化は重大な問題であることから</u>、新規の狩猟者の確保<u>及び減少防止</u>のため、狩猟免許試験の休日実施や回数の増等の有効な対策を講じるものとする。

4 鳥獣保護センター等の設置

(略)

- 5 取締り
- (1) 方針

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表		
新	旧	
(昭)	(略)	
① 狩猟期間中においては、鳥獣保護管理員による巡回を強化する。(月2回→週2回)	① 狩猟期間中においては、鳥獣保護管理員による巡回を強化するものとする。(月2回→週	
	2回)	
② 氏名等の記載された標識がないなど違法に設置されたと疑われるわな等については、	② 氏名等の記載された標識がないなど違法に設置されたと疑われるわな等については、司	
司法警察員により、刑事訴訟法及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上で領置	法警察員により、刑事訴訟法及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上で領置等の	
等の捜査を行う。	捜査を行う <u>ものとする</u> 。	
③ 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び	③ 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥	
鳥獣保護管理員の動員体制を整備する。	獣保護管理員の動員体制を整備する <mark>ものとする</mark> 。	
④ 狩猟事故及び法令違反の未然防止のため、法令に関する知識に加え、狩猟者としての	④ 狩猟事故及び法令違反の未然防止のため、法令に関する知識に加え、狩猟者としてのマ	
マナーの周知徹底を図るための講習会を開催するなど、狩猟者の資質の向上に努める。	ナーの周知徹底を図るための講習会を開催するなど、狩猟者の資質の向上に努める <u>ものと</u>	
	<u>する</u> 。	
⑤ 警察当局との連携を密にするため、必要に応じて違法捕獲等に関する連絡会議を開催	⑤ 警察当局との連携を密にするため、必要に応じて違法捕獲等に関する連絡会議を開催す	
するなど、一層の連携強化に努める。	るなど、一層の連携強化に努める <u>ものとする</u> 。	
(2) 年間計画	(2) 年間計画	
<mark>(第 2<u>6</u>表)は別掲</mark> 	<mark>(第 <u>39</u> 表)は別掲</mark>	
6 必要な財源の確保	6 必要な財源の確保	
鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法における狩猟税(目的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣	鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法における狩猟税(目的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣	
の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する行政の実施に対し効果的な支出を図る。	の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する行政の実施に対し効果的な支出を図る <u>ものとす</u>	
	<u> </u>	

50

第十 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

第十 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

本県においては、イノシシやニホンザル、ニホンジカ、カワウ等、特定の鳥獣の生息分布が拡大増加傾向にあり、これらの鳥獣による農林水産業等への被害が深刻な状況にある。<u>また、イノシシやアライグマ等の市街地への出没が増加し、人的被害や家屋などへの生活環境被害も</u>増加している。

(略)

なお、小豆島地域に生息するニホンジカについては、農林業等への被害をもたらしている一方で、孤立した個体群であり、無秩序な捕獲による絶滅のおそれがあることや、狩猟事故防止、住民等の安全配慮の観点から、平成 33 年 11 月 14 日まで狩猟による捕獲を禁止し、有害捕獲許可及び指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体数調整を図っている。本措置の今後の取扱いについては、本計画期間中に実施予定の生息状況調査の結果や地元関係者の意向等を踏まえて決定する必要がある。

本計画においては、これらのことを踏まえ、関係者間の合意形成を図りながら、特定の鳥獣の地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業又は生態系への被害の防止という鳥獣の保護及び管理の考え方を基本として鳥獣保護管理事業を実施する。

2 狩猟の適正管理

(1) 基本的な考え方

狩猟は、鳥獣の保護及び管理に重要な役割を果たしており、鳥獣による農林水産業被害等の人と鳥獣とのあつれきは今後も継続すると考えられることから、適切な狩猟が鳥獣の保護及び管理に果たす公益的な役割が今後とも期待されている。しかしながら、一方で狩猟者の高齢化が進んでおり、狩猟者の確保は社会的な課題である。

他方、狩猟事故や違法行為あるいは狩猟に関連するマナーの低下等が発生した場合は、 県民の狩猟に対するイメージを損ない、狩猟に対する理解が損なわれるおそれがあること から、狩猟の公益的な意義を社会が広く共有するとともに、狩猟者自身が鳥獣の保護及び 管理の担い手として社会から信頼を得て、その社会的地位の向上に努めることが必要であ

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

本県においては、イノシシやニホンザル、ニホンジカ、カワウ等、特定の鳥獣の生息分布が 拡大増加傾向にあり、これらの鳥獣による農林水産業等への被害が<u>一層</u>深刻な状況にある。

IΗ

(略)

なお、小豆島地域に生息するニホンジカについては、農林業等への被害をもたらしている一方で、孤立した個体群であり、無秩序な捕獲による絶滅のおそれがあることや、狩猟事故防止、住民等の安全配慮の観点から、平成 28 年 11 月 14 日まで狩猟による捕獲を禁止し、有害捕獲許可によって個体数調整を図っているところである。本措置の今後の取扱いについては、本計画期間中に実施予定の生息状況調査の結果や地元関係者の意向等を踏まえて決定する必要がある。

本計画においては、これらのことを踏まえ、関係者間の合意形成を図りながら、特定の鳥獣の地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業又は生態系への被害の防止という鳥獣の保護及び管理の考え方を基本として鳥獣保護管理事業を実施していくものとする。

2 狩猟の適正管理

(1) 基本的な考え方

狩猟は、鳥獣の保護及び管理に重要な役割を果たしており、鳥獣による農林水産業被害等の人と鳥獣とのあつれきは今後も継続すると考えられることから、適切な狩猟が鳥獣の保護及び管理に果たす公共的な役割が今後とも期待されている。しかしながら、一方で狩猟者の減少や高齢化が進んでおり、狩猟者の確保は社会的な課題と言える。

他方、狩猟事故や違法行為あるいは狩猟に関連するマナーの低下等が発生した場合は、 県民の狩猟に対するイメージを損ない、狩猟に対する理解が損なわれるおそれがあること から、狩猟の意義を社会が広く共有するとともに、狩猟者自身が鳥獣の保護及び管理の担い 手として社会から信頼を得て、その社会的地位の向上に努めることが必要である。

旧

る。

このため、以下の取組等によって適切な鳥獣の保護及び管理をさらに推進する。

(2) 狩猟者の資質向上のための取組

狩猟免許試験及び免許更新時の講習を通じて、鳥獣の保護及び管理(狩猟者に求められる鳥獣の個体群管理、被害対策及び生息環境管理)、感染症の予防等に関する知識や技術の充実を図る。

(3) わな猟の適切な実施

(略)

このため、錯誤捕獲の防止とともに、人や財産へ危害を及ぼすことがないよう、適切なわなの設置及び数量、地域住民や他の狩猟者への周知、見回りの励行等のわな猟に関する知識・技術を習得するための講習会を実施するなど、わな猟の適切な実施を推進する。

(4) 狩猟者の確保

これまで、狩猟免許試験の休日実施や<u>回数の増</u>等、狩猟者確保のための取組みを進めて きており、今後とも、狩猟者の確保に積極的に取り組む。

また、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者の確保についての県民の理解を得るととも に、鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼が得られるよう狩猟事故や違法行為 の防止を図りつつ、狩猟者確保のための方策の充実について検討を進める。

3 入猟者承認制度に関する事項

入猟者承認制度は、孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって当該狩猟鳥獣による農林水産業 等への被害が発生している場合等、個体群管理に特に配慮しつつ被害対策への取組が必要な場 このため、以下の取組等によって適切な鳥獣の保護及び管理をさらに推進する<u>ものとす</u>

(2) 狩猟者の資質向上のための取組

狩猟免許試験及び免許更新時の講習を通じて、鳥獣の保護及び管理(狩猟者に求められる鳥獣の個体群管理、被害対策及び生息環境管理)、感染症の予防等に関する知識や技術の充実を図るものとする。

(3) わな猟の適切な実施

(略)

このため、錯誤捕獲の防止とともに、人や財産へ危害を及ぼすことがないよう、適切なわなの設置及び数量、地域住民や他の狩猟者への周知、見回りの励行等のわな猟に関する知識・技術を習得するための講習会を実施するなど、わな猟の適切な実施を推進する<u>ものとす</u>る。

(4) 狩猟者の確保

これまで、狩猟免許試験の休日実施や<u>複数開催</u>等、狩猟者確保のための取組みを進めてきており、今後とも、狩猟者の確保に積極的に取り組むものとする。

また、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者の確保についての県民の理解を得るとともに、鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼が得られるよう狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟者確保のための方策の充実について検討を進めるものとする。

3 入猟者承認制度に関する事項

入猟者承認制度は、孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって当該狩猟鳥獣による農林水産業 等への被害が発生している場合等、個体群管理に特に配慮しつつ被害対策への取組が必要な場

鳥獸保護管理事業計画書 新旧対照表

新

合において、狩猟鳥獣の地域個体群保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行うものである。

現時点では予定はないが、必要に応じて本制度を活用し適切な地域個体群の保護及び管理を 行う。

- 4 傷病鳥獣救護の基本的な対応
 - (1) 現状

傷病鳥獣救護の体制は、香川県野生鳥獣保護センター(公益財団法人かがわ水と緑の財団 公渕森林公園内)を中核拠点とし、県獣医師会等との連携を図りながら、受付、治療、リハ ビリ、放野等の業務を適切に行うとともに、鳥獣保護思想の普及啓発に努める。

(2) 基本的な考え方

傷病鳥獣救護は、次の考え方を基本として対応する。

- ① (略)
- ② 救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、<u>外来鳥獣、農林水産業又は生活環境に被害を発生させているため有害性が高い鳥獣として毎年相当数捕獲されている鳥獣(ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、キジバト、スズメ、ムクドリ、カワウ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、チョウセンイタチ)</u>、ひなや出生直後の幼獣、重症のため適切な治療を施しても救命の見込みがない又は放野が不可能と判断される鳥獣を救護することのないよう、県民に対し普及啓発に努める。

 $(3)\sim(5)$ (略)

(3) 救護個体の取扱い

救護個体の取扱いは、以下の考え方を基本として対応する。

旧

合において、狩猟鳥獣の地域個体群保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行うものである。

現時点では予定はないが、必要に応じて本制度を活用し適切な地域個体群の保護及び管理を行うものとする。

- 4 傷病鳥獣救護の基本的な対応
 - (1) 現状

傷病鳥獣救護の体制は、香川県野生鳥獣保護センター(公益財団法人かがわ水と緑の財団 公渕森林公園内)を中核拠点とし、県獣医師会等との連携を図りながら、受付、治療、リハ ビリ、野生復帰等の業務を適切に行うとともに、鳥獣保護思想の普及啓発に努める。

(2) 基本的な考え方

傷病鳥獣救護は、次の考え方を基本として対応するものとする。

- ① (略)。
- ② 救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、<u>収容すべき鳥獣種</u>、ひなや出生直後の幼獣を<u>傷病鳥獣と誤認して</u>救護することのないよう、県民に対し普及啓発に努める。

 $3 \sim 5$ (略)

(3) 救護個体の取扱い

救護個体の取扱いは、以下の考え方を基本として対応するものとする。

① (略)

② 専門家等の意見も参考にしたうえで、<u>放野</u>が不可能と見込まれた個体については、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。(略)

新

(4) (略)

(5) <u>放野</u>

放野は以下のような考え方を基本として対応するものとする。

①~③ (略)

- 5 安易な餌付けの防止
 - (1) 方針

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大、餌付けを行った者による感染症の伝播等の誘因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそれがあることから、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、広報誌やチラシ、必要に応じて現地指導により、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発に努める。

また、鳥獣を観光等に利用するための餌付けについても、その生息状況への影響が最小限となるよう、また、鳥獣被害、感染症の拡大又は伝播の誘因となることがないように十分配慮する。

(略)

さらに、不適切な生ごみの処理や農地等における未収穫作物の放置が結果として鳥獣への餌付けとなり、鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害の誘因にもなることから、関係部局と連携を図り、安易な餌付けが行われることのないよう地域社会等での普及啓発に

① (略)

② 専門家等の意見も参考にしたうえで、<u>野生復帰</u>が不可能と見込まれた個体については、 できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。(略)

IΗ

(4) (略)

(5) 野牛復帰

野生復帰は以下のような考え方を基本として対応するものとする。

①~③ (略)

- 5 安易な餌付けの防止
 - (1) 方針

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大、餌付けを行った者による感染症の伝播等の誘因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそれがあることから、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、広報誌やチラシ、必要に応じて現地指導により、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発に努めるものとする。

また、鳥獣を観光等に利用するための餌付けについても、その生息状況への影響が最小限となるよう、また、鳥獣被害、感染症の拡大又は伝播の誘因となることがないように十分配慮するものとする。

(略)

さらに、不適切な生ごみの処理や農地等における未収穫作物の放置が結果として鳥獣への餌付けとなり、鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害の誘因にもなることから、 関係部局と連携を図り、安易な餌付けが行われることのないよう地域社会等での普及啓発

鳥獸保護管理事業計画書 新旧対照表 新 ĺΗ も努める。 にも努めるものとする。 (2) 年間計画 (2) 年間計画 (第32表) は別掲 (第27表) は別掲 6 感染症への対応 6 感染症への対応 野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び県内の 野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び県内 関係機関との連絡体制を整備しておく。 の関係機関との連絡体制を整備しておくものとする。 (略) (略) また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供 また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提 等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の 供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状 把握に努める。 況の把握に努めるものとする。 その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努める。(略) その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものと する。(略) 7 普及啓発 7 普及啓発 (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等 (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

① 方針

(略)

また、傷病等の理由により保護された鳥獣については、適切な治療を施し、再び自然界に復帰できるよう保護体制の更なる充実に努める。

② 事業の年間計画

(略)

③ 愛鳥週間行事等の計画

① 方針

(略)

また、傷病等の理由により保護された鳥獣については、適切な治療を施し、再び自然界に復帰できるよう保護体制の更なる充実に努めるものとする。

②事業の年間計画

(略)

③ 愛鳥週間行事等の計画

鳥獸保護管理事業計画書 新旧対照表

局飲休暖自生事未可興音。利印利思衣		
<u></u>	III	
<mark>(第 29 表)は別掲</mark>	(第 29 表) は別掲	
(2) 野鳥の森等の整備	(2) 野鳥の森等の整備	
(暇)	(略)	
(3) 愛鳥モデル校の指定	(3) 愛鳥モデル校の指定	
① 方針	① 方針	
野鳥保護活動の推進が可能な小・中学校を対象に、県教育委員会の協力を得て愛鳥モ	野鳥保護活動の推進が可能な小・中学校を対象に、県教育委員会の協力を得て愛鳥モ	
デル校を指定に努める。	デル校を指定 <u>するものとする</u> 。	
②・③ (略)	②・③ (略)	
④ 指定計画	④ 指定計画	
<u>必要に応じて指定する。</u>	(第 31_表) は別掲	
(旧第 31 表は削除)		
(4) 法令の普及徹底	(4) 法令の普及徹底	
① 方針	① 方針	
鳥獣の保護及び管理に関する法令のうち、鳥獣捕獲の規制制度等について、広報誌等に	鳥獣の保護及び管理に関する法令のうち、鳥獣捕獲の規制制度等について、広報誌等	
より周知徹底を図る。	により周知徹底を図る <u>ものとする</u> 。	
② 年間計画	② 年間計画	
<mark>(第 3<u>1</u>表)は別掲</mark>	(第33表) は別掲	
<u>(5)</u> <u>猟犬の管理</u>		

鳥獣保護管理事業計画書 新旧対照表

新	旧
猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させるなど	
猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。_	